

税理士情報ネットワーク

TAINVS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINVS 解体新書

株主総会の決議が争点となった事例
—役員給与・役員退職給与—

小菅 貴子〔本郷支部〕

I. はじめに

役員を選任やその職務執行の対価の決定は株主総会の決議により行われます(会社法329①、332①及び361①)。法人税法においても、株主総会等の決議により役員に対する給与として支給することができる金銭の額の限度額等を定めている場合(法令70)及び役員に対する退職給与の額の損金算入の時期(法基通9-2-28)は、株主総会の決議等によることとされています。

今回は、株主総会の決議が争点となった事例をご紹介します。

II. 実質的に株主総会が開催されたと判断された事例

平5. 4. 19 裁判決

(J45-3-04)〔一部取消し(実際支給額の認定誤り)〕

1. 事案の概要

本件は、原処分庁が、請求人が調査担当職員に提示した株主総会議事録に記載している役員報酬の限度額を超える部分の額は過大な役員報酬の額に該当するとして、更正処分等を行ったのに対し、請求人が、議事録は形式的に作成しているもので、実際には株主総会が開催されておらず、株主総会の決議も存在しないから、役員報酬の額が相当な金額であるか否かについては、議事録の記載によるべきではなく、当該役員の職務内容から見て判断すべきである等と主張して、その全部の取消しを求めた事案です。

2. 審判所の判断

請求人のような同族会社にあつては、株主総会の開催が必ずしも明確でない場合が多いが、このような場合、株主総会の決議の有無は株主総会が実質的に開催されたか否かにより判断すべきものであると解するのが相当である。

①請求人は、同族会社であり、取締

役等の役員が有する株式数の合計は発行済株式総数の90パーセントを超えていること、②請求人は、議事録の原案の作成を関与税理士である代理人に依頼し、代理人は、原案を作成するに当たっては、代表者に対し、あらかじめ計算書類の承認、役員報酬の額の変更等の点について確認していること、③原案を受け取った代表者はこれに押印した後に、他の役員にも回付し、同人も代表者と同様に押印し、議事録を作成していること、④代表者は、当審判所に対し、一応今まで継続して議事録を作成してきたことから、議事録の存在そのものを無視したり、あるいは、これを否定するものではない旨答述していること等を併せ考えれば、本件においては、実質的に株主総会が開催され、決議が行われた上で議事録が作成されたものと認めるのが相当である。

そうであるとすれば、本件は、請求人が株主総会の決議により報酬として支給することができる金額の限度額を定めた場合に該当するから、請求人の役員に支給した報酬の額の合計額が当該限度額を超えるときは、当該限度額を超える部分は過大な役員報酬となる。

III. 実際には開催されていない臨時株主総会議事録の作成が仮装隠ぺいに該当するとされた事例

平20. 4. 24 非公開裁判決

(F0-2-465) (棄却)

1. 事案の概要

本件は、原処分庁が、退職した取締役副社長に係る役員退職給与の額を損金の額に算入したことは、開催されていない臨時株主総会の議事録を作成した仮装の行為に基づくものであるとして重加算税の賦課決定処分を行ったのに対し、請求人がその取消しを求めた事案です。

2. 審判所の判断

本件臨時株主総会議事録の作成につ

いてみれば、①本件臨時株主総会が開催されておらず、そのことを代表取締役等が認識していたことは明らかであること、②経営管理部長は口頭による本件株主同意が役員に対する退職給与の損金算入の時期の取扱いを定めた法基通9-2-18(平成19年3月13日課法2-3ほかによる改正前のもの)という「株主総会の決議等」の「等」に当たると認識していたとは認められないこと、③本件役員退職給与を支給する決議をしたことの証明書類として臨時株主総会の議事録を作成し、税務通達との関係などからその開催日付を平成18年3月9日としたい旨何う内容のメール等を併せ考えれば、本件役員退職給与の額を損金の額に算入するため実際には開催されていない臨時株主総会について本件議事録を作成したと認められ、本件議事録を作成した行為は、通則法第68条第1項に規定する事実の仮装に当たるとは明らかである。

IV. 議事録の作成の有無が争点となった事例

平21. 11. 11 非公開裁判決

(F0-2-253) (全部取消し)
(納税告知処分等については棄却)

1. 事案の概要

本件は、原処分庁が、請求人が平成19年3月30日に開催したと主張する臨時株主総会の議事録は作成されていないことから、臨時株主総会を開催した事実が確認できないとして、請求人が前代表取締役に対して支払った退職給与は、具体的にその金額が確定していなかったにもかかわらず、確定していたかのように仮装して損金の額に算入したとして、法人税の青色申告の承認の取消処分並びに更正処分等及び当該退職給与の源泉所得税の納税告知処分等を行ったのに対し、請求人が、その全部の取消しを求めた事案です。

2. 審判所の判断

株主総会の議事録の作成の有無は、

株主総会の決議の効力には影響しないと解されており、議事録が作成されていないことをもって株主総会を開催した事実がないと断定することはできない。

請求人が、当審判所に対し、本件退職給与の額が確定した日を特定できる証拠として提出した日記帳の記載は全体的に高い信用性があると認められ、本件退職給与の支払を決めた旨の記載についても後に記載した可能性は存するものの、原処分調査開始後に追記したとまで断定することはできず、その信用性を否定することは困難である。

本件退職給与については、請求人の株主の間において、平成19年2月10日に退職給与の額を〇〇〇〇円とすることが決まっており、そのことについて、同年3月30日に、株主3名が協議し、その支払をすることにした旨の本件日記帳に高い信用性を与えることができ、同年3月30日に開催された臨時株主総会において、退職給与として〇〇〇〇円を支払うことが決議されて確定したと認められる。

V. おわりに

IIの事例で、同族会社の株主総会の決議については、実質的に開催されたか否かにより判断するという審判所の見解が述べられているように、株主総会の決議が争点となった事例では、同族会社であるか、又は非同族会社であるかということは重要なポイントとなっています。

今回ご紹介した裁判決以外にも、平12-03-06非公開裁判決(F0-2-470)(IIIの類似の事例)、平19-01-26非公開裁判決(F0-2-466)(一人会社の株主総会の決議)が参考になると考えられます。

収録内容に関するお問合せは
データベース編集室へ
TEL 03-5496-1416



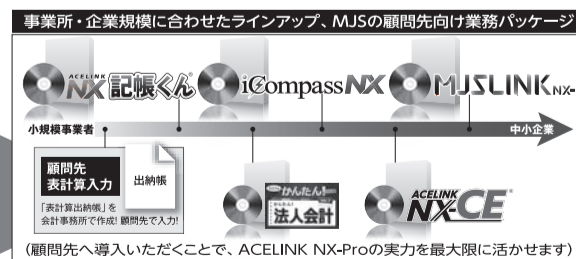
MJS イメージキャラクター：菊川 伶

これまでのご経験と実績。
顧問先の経営改善に、
もっと活かすべきです。
顧問先もそれを望んでいます。

MJSは強力ツールACELINK NX-Proと
顧問先業務システムとの連携で全面支援。

経営提案できる会計事務所へ。
自計化を推進し、顧問先ニーズに迅速対応。

顧問先の自計化により、記帳代行業務から脱却することが提案型会計事務所への第一歩。ACELINK NX-Proは顧問先の業務システムとデータ連動して、自計化を効果的に推進します。さらにNX-Proなら、PDCAサイクルの確立により、実効性ある経営戦略の実施が可能。顧問先の視点から経営マネジメントを行うことで、実りある提案を実現します。



提案型会計事務所へ、
MJSがバックアップ!

会計事務所向けERPシステム

ACELINK NX-Pro

詳しくは今すぐ

ACELINK NX-Pro 検索

●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX-CE、iCompass NX、MJS LINK NX-Pro、ミロクのかんたん! 法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。



MJS

株式会社ミロク情報サービス

東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル4階 TEL 03-5326-0381 FAX 03-3343-5789

—地域密着型全国ネットワークで最適な承継先を推薦!—
MJSの会計事務所 事業承継支援サービス

ご相談から、承継先の紹介、承継対価の算定、契約書の作成、承継完了まで誠心誠意ご支援します。
MJS会計事務所承継支援室に、ぜひご相談ください。

フリーダイヤル ☎ 0120-369-144 (平日9:00~17:30) フリーファックス ☎ 0120-369-667

当社ホームページに「ご相談シート」を用意しております。▶ <http://www.mjs.co.jp/account/shoukei/>